

資格確認書の一斉交付について

令和7年12月2日に従来の健康保険証が完全廃止となります。原則はマイナ保険証をお使いいただくこととなりますが、マイナ保険証が利用できない方には事前に「資格確認書」を一斉交付（申請不要）します。

資格確認書について

資格確認書とは、マイナ保険証を保有していない方が医療機関等を受診する際に保険資格を証明するものです。医療機関等で診療を受ける場合は、窓口で提示してください。

※今回、一斉交付する資格確認書は令和7年12月2日からご利用できます。
令和7年12月1日までは従来の健康保険証もしくは、有効期限が12月1日までの資格確認書をご利用ください。

交付対象者について

以下に該当する方に交付します。（申請不要）

○ 令和7年8月末時点でマイナ保険証の利用ができない状態と確認された方

- ・ マイナンバーカードを作っていない方
- ・ マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ・ マイナ保険証の利用登録の解除をした方
- ・ マイナンバーカードを返納した方
- ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方

○ 令和7年9月16日時点でマイナンバーを事業所経由で当組合に提出していない方

送付時期について

令和7年10月14日頃発送予定

※事業所を通じて配付します。（任意継続被保険者の方は自宅郵送）

従来の健康保険証および有効期限が令和7年12月1日までの資格確認書について

令和7年12月1日までに当組合の資格を喪失する場合は、手続き書類に従来の健康保険証もしくは交付済みの資格確認書を添付して事業所経由（任意継続の方は当組合へ直接）でご返却ください。

令和7年12月2日以降はいずれも返却不要です（回収はしませんので各自で処分してください）。

マイナ保険証は利用できますか？

はい

わからない

いいえ

マイナポータルで「マイナンバーカードへのマイナ保険証の紐づけ」状況を確認ください。

紐づけ状況は、マイナポータルで確認いただけます。詳しくは、川重健保HPの新着情報「マイナンバーカードの健康保険証利用登録をお願いします」を確認ください。



紐づけしていない

資格確認書を発行します。

必ずご確認ください

紐づけ済み

資格確認書は交付されません。

※マイナ保険証による受診には第三者のサポートが必要な場合は、資格確認書を交付しますので、資格確認書（再）交付申請書を事業所経由（任意継続加入者は当健保に直接）提出ください。

※「マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れ」の方には、資格確認書を交付しますが、交付対象は、9月1日時点で電子証明書が切れて3ヶ月目以降の方となります。

※以下に該当の方は、一斉交付対象には含まれておりませんので、該当の場合は、資格確認書（再）交付申請書を事業所経由（任意継続加入者は当健保に直接）で提出ください。

- ・マイナンバーカードの更新手続き中
- ・マイナンバーカードを紛失した

※「マイナンバーカードの返納時期」や「当組合加入前にマイナ保険証を解除した時期」等によっては、資格確認書の交付対象に含まれていない場合があります。

資格確認書がお手元に届かない場合は、資格確認書（再）交付申請書を提出ください。もしくは、交付対象かどうか、事業所の社会保険担当者か当組合適用課までお問い合わせください。